

旭川廃棄物処理センター維持管理状況の情報公表

設置者名	株式会社 旭川振興公社 代表取締役社長 赤岡 昌弘
施設名称	旭川廃棄物処理センター
設置場所	旭川市江丹別町共和279-2
問合せ先	(0166) 63-4153

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項	別添 設置許可証のとおり
--	-----------------

2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第七号	安定型の産業廃棄物の最終処分場	以下のとおり

イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(状況：令和3年度分(単位：t))

産業廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
廃プラスチック類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
がれき類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
石綿含有産業廃棄物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
安定型混合物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

ロ 最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：令和3年度分)

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
埋め立てる廃棄物の流出を防止するための擁壁等	令和4年 3月10日	異常なし		—

ハ 最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

(状況：令和2年度分)

項目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定	令和3年3月31日	0 m ³

ニ 最終処分基準省令第二条第二項第二号ロの規定による検査に関する次に掲げる事項

(状況：令和3年度分)

展開検査	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
展開検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

ホ 最終処分基準省令第二条第二項第二号ハ及びホの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

(周縁井戸A又は地下水集排水設備)

(状況：令和3年度分)

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	安定型地下水 上流部	令和3年8月17日	令和3年9月2日	不検出
総水銀	一リットルにつき0.0005ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0005 未満
カドミウム	一リットルにつき0.003ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0003 未満
鉛	一リットルにつき0.01ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001
六価クロム	一リットルにつき0.05ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.005 未満
砒素	一リットルにつき0.01ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.002 未満
全シアン	検出されないこと。	同上	同上	同上	不検出
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	同上	同上	同上	不検出

トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001 未満
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001 未満
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.002 未満
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0002 未満
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0004 未満
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.01 未満
一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.004 未満
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001 未満
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0006 未満
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0002 未満
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0006 未満
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0003 未満
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.002 未満
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001 未満
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001
クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0002 未満
一・四ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.005 未満

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

塩化ビニルモノマーはクロロエチレンに呼称に変更 (平成29年4月1日施行)

埋立処分開始後（周縁井戸 B）

(状況：令和3年度分)

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	安定型地下水下流部	令和3年8月17日	令和3年9月2日	不検出
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0005 未満
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0003 未満
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.005 未満
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.005
全シアン	検出されないこと。	同上	同上	同上	不検出
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	同上	同上	同上	不検出
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001 未満
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001 未満

ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.002 未満
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0002 未満
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0004 未満
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.01 未満
一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.004 未満
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001 未満
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0006 未満
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0002 未満
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0006 未満
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0003 未満
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.002 未満
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001 未満
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001 未満
クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0002 未満
一・四ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.005 未満

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

塩化ビニルモノマーはクロロエチレンに呼称に変更 (平成29年4月1日施行)

(浸透水採取設備)

(状況：令和3年度分)

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る浸透水を採取した場所	水質検査に係る浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	安定型処分場浸透水排水口	令和3年8月17日	令和3年9月2日	不検出
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0005 未満
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0003 未満
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001 未満
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.005 未満
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.004
全シアン	検出されないこと。	同上	同上	同上	不検出
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	同上	同上	同上	不検出
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001 未満
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001 未満
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.002 未満
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0002 未満

一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0004 未満
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.01 未満
一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.004 未満
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001 未満
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0006 未満
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0002 未満
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0006 未満
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0003 未満
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.002 未満
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001 未満
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001 未満
クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0002 未満
一・四ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.005 未満

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

塩化ビニルモノマーはクロロエチレンに呼称に変更（平成29年4月1日施行）

生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量について一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

(状況：令和3年度分)

	水質検査に係る地下水又は 浸透水を採取した場所	水質検査に係る地下水又は 浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の 得られた年月日	水質検査の結果
				生物化学的酸素要求量 又は 化学的酸素要求量 (mg/l)
4月	安定型浸透水排水口	令和3年04月07日	令和3年04月19日	2.1
5月	〃	令和3年05月12日	令和3年05月24日	3.4
6月	〃	令和3年06月10日	令和3年06月21日	2.5
7月	〃	令和3年07月14日	令和3年07月28日	4.1
8月	〃	令和3年08月11日	令和3年08月23日	1.7
9月	〃	令和3年09月08日	令和3年09月22日	3.6
10月	〃	令和3年10月13日	令和3年10月26日	2.6
11月	〃	令和3年11月12日	令和3年11月24日	1.7
12月	〃	令和3年12月8日	令和3年12月20日	1.3
1月	〃	令和4年01月12日	令和4年01月24日	5.4
2月	〃	令和4年02月9日	令和4年02月21日	4.1
3月	〃	令和4年03月10日	令和4年03月22日	2.3

埋立処分終了後、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量について三月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

(状況：令和3年度分)

	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
				生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量
1回目	—	—	—	—
2回目	—	—	—	—
3回目	—	—	—	—
4回目	—	—	—	—

へ 最終処分基準省令第二条第二項第二号ニ及びへの規定による措置に関する次に掲げる事項

(状況：令和3年度分)

項目	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容
地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合	該当なし	—	—

(状況：令和3年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項目	最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分中止	措置を講じた年月日	措置の内容
水質検査の結果、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準に適合していないとき。	該当なし	—	—
水質検査の結果、生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラムを超えているとき、又は化学的酸素要求量が一リットルにつき四十ミリグラムを超えているとき。	該当なし	—	—